

取扱注意

報道解禁日時 テレビ・ラジオ・電子メディア：11月29日（金）17時以降
新聞：11月30日（土）の朝刊以降

*本文中の丸ゴシック体部分： 社会情勢の変化や技術の進化、南海トラフ巨大地震等を想定した超広域的な被災等を前提に検討した結果、第3次地震被害想定時より新たに追加した事項
*本文中のゴシック体・太字・下線部分： 東日本大震災を受けて特に注目が高まっている事項
第二次報告での変更箇所

(5) ライフラインのシナリオ

地震発生		2, 3 時間後～	2, 3 日後～	1 週間後～	
		災害発生期	初動期（2, 3 時間後～2, 3 日後）	応急復旧期（2, 3 日後～1 週間後）	復旧期（1 週間後～）
被害	被害	・管路に折損、破裂、継手の離脱が生じ、一部給水不能となると想定される。 （配水管に約 5 万 6 千箇所(約 2.71 箇所/km)の被害） ・水源、浄水場等の構造物で被害が発生する可能性がある。停電により停止する施設も発生する可能性がある。 ・夜間に発震した場合、施設等で待機している保安要員以外で、自宅等から参集する復旧作業員の参集が遅れる可能性がある。 【最大クラスの場合】 ・津波浸水範囲が拡大し、一部の水道施設に被害が発生する。 ・配水管に約 6 万箇所(約 2.90 箇所/km)の被害が発生する。	・発災直後で約 358 万人(約 96%)、1 日後で約 346 万人(約 93%)が断水すると想定される。 ・家庭内備蓄飲料水や応急給水により生活水を得るが、給水不足が発生すると想定される。 【最大クラスの場合】 ・津波浸水範囲の拡大に伴い、初重対応がより困難になる地域が発生する。 ・発災直後で約 361 万人(約 97%)、1 日後で約 347 万人(約 94%)が断水すると想定される。	・応急復旧作業により、徐々に断水状況が改善されると想定される。 ・業者や資機材の不足が発生する可能性がある。 【最大クラスの場合】 ・超広域災害となり、非被災地からの応援要員や資機材が不足し、応急復旧が遅れる地域が発生する。	・断水状況はある程度解消されるが、1 週間後では約 214 万人(約 58%)が断水のままであると想定される。 ・仮設配管等による応急復旧するまでには相当な期間を要する。(95%復旧日数は約 4 週間である。) 【最大クラスの場合】 ・1 週間後では約 220 万人(約 59%)が断水のままであると想定される。 ・超広域災害や津波被害のため、復旧に要する期間がより長期化する。
		＜県＞、市町・事業者＞ ・非常参集を実施する。 ・市町被害状況、県施設被害情報の収集を開始する。 ・県施設の緊急遮断弁等により、水の流出を防ぐ。 ＜市町・水道事業者＞ ・非常参集を実施する。 ・緊急遮断弁等により、水の流出を防ぐ。 ・施設被害情報の収集を開始する。	＜県＞ ・被害状況の情報収集を継続するとともに応急給水等の応援活動の情報収集を開始する。 ・県施設の応急復旧に着手するとともに、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を実施する。 ・厚生労働省、自衛隊及び他都道府県へ応援を要請する。 ・(公社) 日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。 ＜市町及び水道事業者＞ ・情報収集及び被害箇所を把握する。 ・小規模な配水管被害の場合、応急修理による給水を図るとともに、弁操作により他系統の管網から給水を図る。可能な箇所では本復旧を実施する。 ・病院や避難所等での救護活動に必要な水を確保する。 ・断水区域に対して、生命維持に必要な 3 ℓ／人・日の給水確保に努める。 ・(公社) 日本水道協会を通じ応援可能な水道事業者に応援を要請する。	＜県＞ ・情報収集を継続し、状況を把握する。 ・県施設の応急復旧を継続するとともに、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を継続する。 ・厚生労働省、自衛隊及び他都府県へ応援を要請する。 ・(公社) 日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。 ＜市町及び水道事業者＞ ・大規模な配水管被害の場合、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。 ・飲用・炊事やトイレ、手洗に必要な 20 ℓ／人・日の給水確保に努める。 ・(公社) 日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。	＜県＞ ・情報収集を継続し、状況を把握する。 ・県施設の応急復旧を継続する。 ・厚生労働省、自衛隊及び他都府県へ応援を要請する。 ・(公社) 日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。 ＜市町及び水道事業者＞ ・応急復旧を継続する。 ・応急復旧が完了した地域では恒久復旧に着手する。 ・飲用・炊事やトイレ、手洗、風呂等に必要な 100 ℓ／人・日（～3 週間）、被災前と同程度（～4 週間）の給水確保に努める。 ・(公社) 日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。
被害	被害	・津波浸水、揺れにより処理場、中継ポンプ場に被害が発生する。 ・停電により処理場、中継ポンプ場が機能しなくなる。 ・揺れ、液状化等により管きょが損傷すると想定される。 ・液状化によりマンホールが地表に浮上する等被害が発生すると想定される。 ・管きょの損傷部から、土砂・地下水が流入し、流下機能が低下すると想定される。 ・夜間に発震した場合、施設等で待機している保安要員以外で、自宅等から参集する復旧作業員の参集が遅れる可能性がある。 ・合併浄化槽において、周囲の著しい地盤の変化や津波等により浄化槽本体及び流入管きょ等に被害が発生する。 【最大クラスの場合】 ・津波浸水範囲が拡大し、処理場等の被害がより大きくなる。	・排水困難な地域が発生すると想定される。(発災 1 日後の排水困難者は約 118 万人(約 53%)) 【最大クラスの場合】 ・より広域で排水困難な地域が発生し、より多くの排水困難者が発生する。 ・排水困難者は発災 1 日後では約 151 万人(約 67%)と想定される。	・応急復旧作業により、徐々に排水困難状況が改善される地区がある。 【最大クラスの場合】 ・超広域災害となり、非被災地からの応援要員や資機材が不足し、応急復旧が遅れる地域が発生する。	【最大クラスの場合】 ・上水道の復旧も考慮し、早期の復旧に努めるが、超広域災害であるため、復旧に要する期間がより長期化する。
		＜県・市町＞ ・非常参集を実施する。 ・情報の収集を開始する。	＜県・市町＞ ・情報収集を継続し、被害状況を把握する。 ・緊急点検を実施する。 ○人的被害につながる二次災害の未然防止と緊急調査における安全確保を目的として、緊急性の高い管きょ・処理場・ポンプ場の点検 ・緊急調査を実施する。 ○重要な箇所を中心に地上から施設の被災状況の概要を把握し、大きな機能支障につながる二次災害の原因となる被害を発見するために管きょ・処理場・ポンプ場の目視等の調査と緊急措置実施の判断 ・緊急措置を実施する。 ○下水道施設の重大な機能障害及び二次災害等の危険性を緊急に回避するための仮の措置と下水道施設の使用制限の検討 ・被害状況により、下水道の全部又は一部を指定して下水道施設の使用制限を行う。 ＜県＞ ・応援可能な市町へ応援を要請する。また、被害が大きい場合、他県等へ応援を要請する。	＜県・市町＞ ・情報収集を継続し、被害状況を把握する。 ・一次調査を実施する。 ○管路施設の二次調査の必要性の判定と復旧計画立案に必要な情報を得るための調査と応急復旧作業実施の判断 ○処理場、ポンプ場の最小限の機能回復させるための情報を得るための調査と応急復旧作業実施の判断 ・応急復旧を実施する。 ○管路施設の暫定的に必要な機能を回復させ使用可能とするために一次調査の結果を受けて行う応急的な復旧工事 ○処理場、ポンプ場の本来の機能を暫定的に回復させるために一次調査の結果を受けて行う応急的な復旧工事	＜県・市町＞ ・情報収集を継続し、被害状況を把握する。 ・一次調査を継続する。 ・応急復旧を継続する。
下水道	対応				